

鳥取県ふるさとでの新しいライフステージ支援補助金 制度概要

令和2年4月1日 ふるさと人口政策課

事業の趣旨・目的

転出超過が続く若年層（20-39歳）の転入を増やすため、結婚や出産の機会に「鳥取で暮らす」ことを選択するIUターンを後押しするための補助金を創設し、鳥取で新しいライフステージを迎える若年者を応援する。

なお、本県の若年層人口を増加させることが目的のため、20-39歳の世帯であって、配偶者、または子どもを含めて2人以上が転入することを要件とする。

補助金の概要

1 補助対象経費

県外から県内市町村に新たに転入した世帯に対する奨励金の交付に要する経費。

【適用要件】

- 当該市町村に継続して3年以上定住する意思があることを確認すること。
- 世帯員全員が、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 転入後、3年未満に奨励対象者が県外へ転出した場合は、県補助額・市町村負担分ともに返還させること。県内の他市町村へ転出した場合は、市町村負担額のみ返還させること。
- 県が、本件補助事業に係る情報発信やアンケート等を実施する場合は、奨励対象者に協力を求めること。

アンケート：移住後1～2年後を目処に移住者アンケートを実施予定。

〔項目例：移住のきっかけ、当該市町村に決定した理由、移住検討開始から移住までの期間、移住に係る情報収集方法、役に立った移住等支援施策、当該市町村に住んだ感想、苦勞、よかったこと等〕

2 事業実施主体 市町村

3 補助率 市町村交付額の1/2（上限額1世帯につき10万円）

4 奨励対象者

県外から県内市町村に1ヶ月以内に新たに転入した世帯であって、次の各号を全て満たしている者とする。※申請は転入後1ヶ月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日まで

- (1) 事業年度の4月1日から3月31日までに世帯2人以上で当該市町村に住民登録をした世帯。
- (2) 当該市町村への転入日において、世帯員のいずれか（子を除く）が満39歳以下であること。
- (3) 世帯員のうち、県内市町村に居住したことがある者がいる場合、当該者が県外に転出後、1年以上経過していること。
- (4) 転勤、研修等の一時的な転入でなく、当該市町村に継続して3年以上定住する意思があること。
- (5) 申請時において、以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - 結婚をして3年以内であること。
 - 妊娠中であること。
 - 世帯内に小学校入学前の子がいること。

5 全体予算額（県分）

1世帯あたり10万円（県分）×100名=1,000万円

事業実施手続き等

1 交付申請・実績報告

市町村長は、要綱第4条第2項に係る計画書類（要綱様式第1号及び第2号）を作成し、鳥取県補助金等交付規則第5条に係る様式第1号の申請書とともに、ふるさと人口政策課に提出する。

また、実績報告にあたっては、市町村長は、要綱第10条第2校に係る報告書類（要綱様式第1号及び第2号）を作成し、規則第17条に係る様式第5号とともに、ふるさと人口政策課に提出する。

※当面の間は、直接ふるさと人口政策課と市町村とがやりとりして手続きを行う。

2 事業スケジュール

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 3月25日 | 市町村向け説明会 |
| 4月1日 | 補助要綱施行、申請見込件数の調査（予算措置見込み、必要配分額等を照会） |
| 4月中旬～ | 各市町村への配分額通知 |
| 随時 | （市町村）交付申請→（県）交付決定 |